

○多古町水道事業加入分担金等取扱規則

(昭和58年4月1日規則第6号)

改正 平成4年12月17日規則第21号 平成6年12月16日規則第16号

平成20年3月28日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は多古町水道事業の給水区域内において給水申込により新たに給水を受ける場合等の負担金について必要な事項を定めるものとする。

(分担金)

第2条 多古町水道事業給水条例第19条の2に定める額は次のとおりとする。

(1) 加入申込分担金

使用する給水管の口径	加入分担金の額(円)
13ミリ	150,000
20ミリ	200,000
25ミリ	400,000
30ミリ	680,000
40ミリ	1,360,000
50ミリ	2,580,000
50ミリを越えるもの	給水管の口径及び流量を基礎として町長が定める額

2 加入金申込分担金は給水装置工事申込みの際徴収する。

(改造の場合の分担金)

第2条の2 使用する給水管の口径を改造しようとする者は、加入分担金を納付しなければならない。この場合において、改造を行おうとする者の加入分担金は、新口径に係る加入分担金の額と旧口径に係る加入分担金の額の差額とする。

2 既納の加入分担金は返還しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(開発負担金)

第3条 多古町水道事業給水条例第19条の3に規定する開発負担金は、変更認可(統合、第1次拡張)に係る事業計画において定める水源、浄水、配水施設等に要する費用及び給水予定量により計算した額とする。

2 開発負担金の徴収時期は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前項に定める施設の建設(改良)を伴う場合は、工事発注後30日以内とする。

(2) 前項以外の場合は、給水装置工事又は配水管布設工事の施工前とする。

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に工事の申込みをしてある者の当該申込みにかかる負担金額はなお従前の例による。

附 則(平成4年12月17日規則第21号)

(施行日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日において、現に給水申込協議書又は給水申込書を受理した者に係る開発負担金は、なお従前の例による。

附 則(平成6年12月16日規則第16号)

(施行日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日において、現に給水申込協議書又は給水申込書を受理した者に係る開発負担金は、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。